



山形県公報

令和7年9月5日(金)
第636号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……921
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……922
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……923
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……924
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……925
- 令和8年度山形県立中学校の入学者募集……………(教育委員会) ……926
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……927
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……934

告 示

山形県告示第631号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
合同会社シリウス 飽海郡遊佐町遊佐字上曾根田108番地	放課後等デイサービス ぷろてあ 飽海郡遊佐町遊佐字上曾根田108番地	児 童 発 達 支 援	10名	令和7.9.1

山形県告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、戸沢村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和7年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 文 男	最上郡戸沢村大字神田334番地

同	小野宏	同	松坂123番地1号
同	松坂雄一	同	津谷27番地
同	早坂修一	同	蔵岡96番地
同	木村敏	同	神田981番地
同	野尻安夫	同	松坂349番地
同	佐藤健次	同	神田281番地の10
同	安喰秀弥	同	鮭川村大字佐渡1756番地
同	影沢裕之	同	戸沢村大字神田2174番地の2
同	荒川和明	同	名高1010番地
同	八畝雄一	同	松坂749番地
同	山科和英	同	岩清水116番地
同	齊藤輝仁	同	津谷39番地
監事	安食一	同	蔵岡1570番地
同	中鉢信吾	同	松坂613番地
同	高橋直己	同	神田901番地
同	佐藤雄次	同	古口4288番地

山形県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、戸沢村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年9月5日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	黒坂文男	最上郡戸沢村大字神田334番地
同	小野宏	同 松坂123番地1号
同	早坂修一	同 蔵岡96番地
同	佐藤健次	同 神田281番地の10

同	松坂雄一	同	津谷27番地
同	荒川和明	同	名高1010番地
同	八畝雄一	同	松坂749番地
同	山科和英	同	岩清水116番地
同	齊藤輝仁	同	津谷39番地
同	高橋直己	同	神田901番地
同	荒木正人	同	鮭川村大字中渡82番地
同	安食浩司	同	戸沢村大字松坂348番地
監事	安食一	同	蔵岡1570番地
同	荒川圭司	同	名高957番地1号
同	佐藤雄次	同	古口4288番地

山形県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営草岡地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月5日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営草岡地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
長井市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和7年9月5日から同年10月7日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、日向川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和7年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	三 浦 ひとみ	酒田市刈屋字東村13番地

山形県告示第636号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
西村山郡大江町大字柳川字田ノ沢580、字矢引沢1075－6
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、択伐による。
字田ノ沢580・字矢引沢1075－6（以上2筆について次の図の示す部分に限る。）
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第637号

次の開発行為は、完了した。

令和7年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和7年3月27日 指令置総建第69号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡高畠町大字福沢字福沢二626番1、626番2の一部、634番1、1344番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
南陽市三間通5番地の23 章和ホーム株式会社

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び南陽市役所において令和8年1月5日まで縦覧に供する。

令和7年9月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ南陽店

南陽市宮内字八幡田591番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所
渡 辺 浩	南陽市宮内3462番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号	八 幡 政 浩

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年4月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,144.89平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 49台
- (2) 駐輪場の収容台数 8台
- (3) 荷さばき施設の面積 60平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.92立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前7時
ロ 閉店時刻 翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和7年8月21日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年1月5日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和8年度山形県立中学校の入学者を次のとおり募集する。

令和7年9月5日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 須 貝 英 彦

学 校 名	入 学 定 員
山形県立東桜学館中学校	99
山形県立致道館中学校	99

(注) 入学者志願に係る詳細については別記「令和8年度山形県立中学校の入学志願要項」に定めるところによる。

別記

令和8年度山形県立中学校の入学志願要項

1 志願資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

- ① 令和8年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業又は修了見込みの者で、保護者（親権を行う者又は後見人）とともに山形県内に住所を有する者
- ② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を許可した者

(2) (1)の②については、次の条件のいずれかを満たす場合とする。

- ① 県外の小学校等を令和8年3月に卒業又は修了見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者
- ② 県外の小学校等を令和8年3月に卒業又は修了見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者
- ③ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を令和8年3月に修了見込みの者で、入学までに山形県内に住所を有する者
- ④ 最終学校が外国の現地校であり、平成25年4月2日から平成26年4月1日の間に生まれ、入学までに山形県内に住所を有する者

2 通学区域 県下一円

3 出願に必要な書類及び提出期間

(1) 共通に必要な書類

- ①入学願書 ②調査書 ③志願理由書 ④入学確約書

(2) 個別に必要な書類

- ①県外等からの志願許可書

(3) 提出期間

出願に必要な書類は、令和7年11月25日（火）から同年12月1日（月）午後3時までに山形県立東桜学館中学校長又は山形県立致道館中学校長まで提出する。

4 選抜及び選抜結果通知書の発送

選抜は、各中学校の教育理念を踏まえ、調査書、適性検査、作文及び面接等に基づき、志願者の能力や適性等を総合的に判定して行う。

- (1) 適性検査、作文、面接は、令和8年1月10日（土）に山形県立東桜学館中学校又は山形県立致道館中学校で行う。
- (2) 選抜結果通知書は、令和8年1月16日（金）に発送する。

5 その他

細部については、令和8年度山形県立中学校入学者選抜実施要項によるものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年7月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月5日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関38箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
名 古 屋 事 務 所	令和7年7月2日	加賀委員	柴田委員
大 阪 事 務 所	令和7年7月3日	加賀委員	柴田委員
新 庄 病 院	令和7年7月15日	加賀委員	柴田委員
最上総合支庁総務企画部	令和7年7月15日	加賀委員	柴田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	令和7年7月15日	加賀委員	柴田委員
最上総合支庁産業経済部	令和7年7月15日	加賀委員	柴田委員
最上総合支庁建設部	令和7年7月15日	加賀委員	柴田委員
置賜総合支庁総務企画部	令和7年7月15日	小松委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	令和7年7月15日	小松委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	令和7年7月15日	小松委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	令和7年7月15日	小松委員	海老名委員
庄内総合支庁総務企画部	令和7年7月16日	加賀委員	柴田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	令和7年7月16日	加賀委員	柴田委員

庄内総合支庁産業経済部	令和7年7月16日	加賀委員	柴田委員
庄内総合支庁建設部	令和7年7月16日	加賀委員	柴田委員
中央病院	令和7年7月16日	小松委員	海老名委員
村山総合支庁総務企画部	令和7年7月16日	小松委員	海老名委員
村山総合支庁保健福祉環境部	令和7年7月16日	小松委員	海老名委員
村山総合支庁産業経済部	令和7年7月16日	小松委員	海老名委員
村山総合支庁建設部	令和7年7月16日	小松委員	海老名委員
こころの医療センター	令和7年7月17日	加賀委員	柴田委員
企業局	令和7年7月22日	加賀委員	柴田委員
		小松委員	海老名委員
病院事業局	令和7年7月22日	加賀委員	柴田委員
		小松委員	海老名委員
企画調整課	令和7年7月25日	加賀委員	柴田委員
市町村課	令和7年7月25日	加賀委員	柴田委員
移住定住・地域活力拡大課	令和7年7月25日	加賀委員	柴田委員
防災危機管理課	令和7年7月25日	加賀委員	柴田委員
消防救急課	令和7年7月25日	加賀委員	柴田委員
消費生活・地域安全課	令和7年7月25日	加賀委員	柴田委員
食品安全衛生課	令和7年7月25日	加賀委員	柴田委員
環境企画課	令和7年7月25日	小松委員	海老名委員
エネルギー政策推進課	令和7年7月25日	小松委員	海老名委員
水大気環境課	令和7年7月25日	小松委員	海老名委員
循環型社会推進課	令和7年7月25日	小松委員	海老名委員
みどり自然課	令和7年7月25日	小松委員	海老名委員

産 業 創 造 振 興 課	令和7年7月25日	小松委員	海老名委員
産 業 技 術 イ ノ ベ ー シ ョ ン 課	令和7年7月25日	小松委員	海老名委員
商 業 振 興 ・ 経 営 支 援 課	令和7年7月29日	小松委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 最上総合支庁保健福祉環境部

(イ) 不納欠損処分が適切でないもの

(内容)

- a 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1年以上不納欠損処分を行わないもので、3万円以上のもの 2件 合計 105,100円

主な事例は以下のとおり

生活保護費返還金

時効起算日 平成29年9月9日

時効完成日 令和4年9月9日

不納欠損決議 令和7年1月28日

不納欠損額 57,970円

- b 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないもので、1万円以上のもの 22件 合計 992,530円

主な事例は以下のとおり

児童措置費負担金

時効起算日 平成30年3月22日

時効完成日 令和5年3月22日

不納欠損決議 令和6年11月14日

不納欠損額 29,000円

- c 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないもので、1万円未満のもの 49件 合計 99,200円

主な事例は以下のとおり

児童措置費負担金

時効起算日 平成30年3月22日

時効完成日 令和5年3月22日

不納欠損決議 令和6年11月14日

不納欠損額 2,200円

ロ 最上総合支庁建設部

(イ) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

- a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 2件 合計 129,800円

主な事例は以下のとおり

河川水面使用料及び占用料（令和6年度納入分）[継続更新許可]

納期限 令和6年4月30日

納入日 令和6年5月28日

金額 88,200円

- b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のもの
河川水面使用料及び占用料（令和6年度納入分）〔継続更新許可〕

納期限 令和6年4月30日

納入日 令和7年3月31日

金額 14,350円

- c 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円未満のもの
河川水面使用料及び占用料（令和6年度納入分）〔継続更新許可〕

納期限 令和6年5月2日

納入日 令和6年5月31日

金額 1,080円

ハ 置賜総合支庁保健福祉環境部

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

生活保護法に基づく介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定に関する契約 5件 合計
38,885円

主な事例は以下のとおり

請求書受理日 令和6年8月27日

支払期限 令和6年9月26日

支払日 令和7年2月21日

支出額 7,920円

- b 支払期限内に支払をしていないもの

生活保護法に基づく介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定に関する契約 2件 合計
16,940円

主な事例は以下のとおり

請求書受理日 令和6年10月30日

支払期限 令和6年11月29日

支払日 令和7年2月21日

支出額 8,030円

ニ 置賜総合支庁建設部

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指導された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの

綱木川ダム売電収入

調定すべき日 令和6年5月1日

調定日 令和7年3月21日

調定額 4,001,599円

(ロ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

変更後の契約金額が5億円以上となる契約について、議会の議決を経ないで変更契約を締結したものの
災害復旧助成事業小白川災害復旧助成工事（第2工区）

当初契約金額 473,000,000円

変更後契約金額 563,700,500円

変更契約締結日 令和6年4月15日

議会の議決日 令和7年2月25日（追認）

ホ 庄内総合支庁産業経済部

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に積算の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの
 令和6年度庄内地区農村地域防災減災事業七五三掛水位観測等業務委託

(ロ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指導された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

契約保証金の免除規定を誤って適用し、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの
 漁業監視調査船「月峯」右主機関遠隔制御コントロールレバー交換

契約金額 2,107,952円

要契約保証金 210,795円

へ 庄内総合支庁建設部

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

a 落札決定後に、総合評価に必要な書類の一部に押印がないものと誤認し加点すべきところを加点しなかったことが判明したため、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの

令和6年度（繰越）災害復旧助成事業荒瀬川護岸詳細設計業務委託（その1）

b 入札開始後に、積算の一部に誤りが判明したため、入札を取り止めたもの

令和6年度河川流下能力向上・持続化対策事業藤島川外河道掘削及び支障木伐採業務委託

ト 中央病院

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

a 期末手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和6年12月支給分

既支給額（100分の0） 0円

正支給額（100分の80） 444,409円

要追給額 444,409円

b 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年6月支給分

既支給額（100分の80） 343,889円

正支給額（100分の60） 257,917円

要返納額 85,972円

c 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの 2件 合計 559,021円

主な事例は以下のとおり

令和6年12月支給分

既支給額（100分の100） 488,840円

正支給額（100分の0） 0円

要返納額 488,840円

チ 村山総合支庁保健福祉環境部

(イ) 関係法令等に準拠して適正に執行されていないもの

(内容)

児童扶養手当の認定にあたり、所得額の算定を誤り過大に支給したもの 17件 合計 1,283,760円

主な事例は以下のとおり

誤認定額 498,420円

正認定額 420,650円

要返納額 77,770円

リ 村山総合支庁産業経済部

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

- a 落札決定後に工事費の積算に誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの
令和5年度林道二口線改良工事（補正）
- b 入札開始後に委託費の積算に誤りが判明し、入札を取り止めたもの 2件
主な事例は以下のとおり
令和6年度村山地区ため池耐震性点検（その1）業務委託

ヌ 村山総合支庁建設部

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

変更後の契約金額が5億円以上となる契約について、議会の議決を経ないで変更契約を締結したもの
令和5年度河川整備補助事業（大規模特定河川事業）大旦川築堤護岸工事

当初契約額 290,950,000円

変更後請負金額 529,565,300円

変更契約締結日 令和6年12月13日

議会の議決日 令和7年2月25日（追認）

(ロ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に積算誤りが判明したが、再積算後も落札業者に変更がなかったため、入札事務が適切でないまま契約を継続しているもの

令和5年度（明許）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁修繕）一般国道347号外虹の大橋外橋梁補修工事

ル こころの医療センター

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので重大なもの

a 通勤手当について、誤って支給し返納を要するもの

令和2年5月から令和6年8月支給分

既支給額 1,778,400円

正支給額 0円

要返納額 1,778,400円

b 赴任旅費について、算定を誤り返納を要するもの

既支給額 117,840円

正支給額 2,840円

要返納額 115,000円

ヲ 企業局

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの

法定福利費（令和5年度蜂アレルギーショック補助治療剤（エピペン）の処方料1名分）

受診日 令和5年9月8日

請求書受理日 令和6年9月9日

支払日 令和6年9月20日

支出額 4,480円

ワ 病院事業局

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

業務完了報告書の提出を受けておらず、債務の履行確認が不十分な100万円以上のもの
山形県病院事業局集配金業務

契約額 4,180,000円

契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

カ 消防救急課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

支払期限内に支払をしていないもの

一般需用費（消防防災航空隊の新隊員に貸与するゴーグル）

請求書受理日 令和6年11月26日

支払期限 令和6年12月11日

支払日 令和6年12月26日

支出額 9,790円

コ 水大気環境課

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

県費での支払手続をとることなく、職員が私費で支払を行うなど、事務処理が適切でないもの

令和元年度から令和4年度までの環境大気常時監視テレメーターシステム通信費

支出額 284,470円

(ロ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で注意された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

補助金の交付事務が適切でないもの

a 補助金の実績報告から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの

令和6年度山形県浄化槽整備促進事業費補助金

実績報告日 令和7年1月9日

額の確定日 令和7年5月12日

b 補助金の実績報告から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 13件

主な事例は以下のとおり

令和6年度山形県浄化槽整備促進事業費補助金

実績報告日 令和7年2月20日

額の確定日 令和7年5月12日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（大阪事務所、村山総合支庁保健福祉環境部、食品安全衛生課、産業技術イノベーション課）

(ロ) 通知、指示時期等が遅延したため事務事業の執行に影響を与えたもので軽微なもの（村山総合支庁保健福祉環境部）

ロ 収入

(イ) 調定額を誤った1万円以上のもの（最上総合支庁建設部、庄内総合支庁建設部、村山総合支庁総務企画部、村山総合支庁建設部、産業創造振興課）

(ロ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（庄内総合支庁建設部、こころの医療センター）

(ハ) 国交付金を財源とする事務の執行について、実績報告書の内容に誤りがあったため、一部、国交付金を財源とすることができなかったもの（消費生活・地域安全課）

ハ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（名古屋事務所、庄内総合支庁産業経済部、中央病院、企画調整課）

(ロ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行なわれなかったもの（置賜総合支庁建設部）

- (ハ) 同一債務に対して重複して支出し、債権者に返納させたもの（新庄病院）
- ニ 契約
 - (イ) 業者の選定・決定が適切でないもの（こころの医療センター）
 - (ロ) 入札事務が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの（村山総合支庁建設部）
 - (ハ) 必要事項の記載が不備なもの（病院事業局）
 - (ニ) 契約保証金の徴収の手続が適切でないもので軽微なもの（置賜総合支庁産業経済部）
- ホ 債権
 - (イ) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないもので、1万円以上のもの（庄内総合支庁保健福祉環境部）
- ヘ 補助金
 - (イ) 実績報告から額の確定までの期間が2箇月以上のもの（最上総合支庁保健福祉環境部、村山総合支庁産業経済部）
 - (ロ) 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの（庄内総合支庁保健福祉環境部）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和7年7月8日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和7年9月5日

山形県監査委員 加 賀 正 和
 山形県監査委員 小 松 伸 也
 山形県監査委員 柴 田 優
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
酒田光陵高等学校	執行管理体制が適切でないもの	使用許可と収入調定の担当者が別であったところを、許可書の作成から収入調定まで同一の者が行うこととした。 加えて、管理表を作成し、担当者及び管理職が進捗を確認することにより、調定手続遅延の防止を図る。
	支出事務が適切でないもの	委託業務完了後の請求書の催促が遅れたことから、業務の進捗状況が確認できる管理表を作成し、担当者、管理職による進捗管理を行うこととした。 これにより、業務完了を確認後、速やかに請求書の提出を依頼し、支払遅延の防止を図る。
米沢鶴城高等学校	前年度会計の監査において、注意された事項について、改善を行っていないもの	今後は毎週一度事務打合せを行い、管理職による進捗管理を徹底し、旅費の支払遅延の防止を図る。

<p>農業総合研究センター畜産研究所</p>	<p>関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの</p>	<p>担当者は毎月の燃料伝票チェックの際に合わせて定期的に車検期間満了日を確認し、業務管理者とのダブルチェックを徹底する。</p> <p>運転者は、使用前には公用車予約一覧表に記載された車検期間満了日を確認し、使用後には運行日誌により車検期間満了日を点検する。</p> <p>車検チェックシートを改正し、車検期間満了日の順に整理して総務課内に掲示し、毎月1日に所属長及び担当以外の総務課職員等も車検期間満了日の確認を行う。</p> <p>毎月の日程を記載する総務課ホワイトボードに車検実施予定日を記載する。</p> <p>毎月の企画運営会議の開催日に会議構成員（補佐級以上）が公用車の定期点検を実施し、その都度、車検期間満了日を確認・声かけをする。</p>
<p>港湾事務所</p>	<p>入札事務が適切でないもの</p>	<p>最低制限価格の算定誤りの再発を防止するため、予定価格書作成時に作成者と設定者が設計書と算定書を突合することにより、算定内容に誤りがないか再度確認する。</p>
	<p>収入調定が適切でないもの</p>	<p>今後は単純に前例踏襲するのではなく、取扱いの根拠となる法令や通知の確認を徹底するとともに、担当が交替する可能性のある年度当初の事務では、取扱いの根拠について写しを起案に添付するなどし、再発防止を図る。</p>

令和7年9月5日印刷 発行所 山形県庁
令和7年9月5日発行 発行人 山形県